

薬食発 1227 第 3 号

平成 25 年 12 月 27 日

各 〔 都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長 〕

厚生労働省医薬食品局長

(公 印 省 略)

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の
施行について

現在、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 10 号。以下「改正省令」という。）附則第 23 条から第 31 条までの規定に基づき、薬局開設者又は店舗販売業者は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、第二類医薬品又は薬局製造販売医薬品（以下「第二類医薬品等」という。）の郵便等販売を行うことができることとされており、その期限は平成 25 年 12 月 31 日までとされている。

- ① 薬局又は店舗が存在しない離島に居住する者に対して郵便等販売を行う場合
- ② 改正省令の施行前に購入等した第二類医薬品等と同一の医薬品を改正省令の施行時に継続して使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合

今般、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 103 号。以下「改正法」という。）が本年 12 月 5 日に成立し、12 月 13 日に公布されたところであり、施行後の改正法に基づき、一般用医薬品について新たに郵便等販売のルール等が定められることとなった。

このため、改正省令附則で定められている期限を、改正法の施行日の前日まで延長することとし、本日、これを内容とする「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 25 年厚生労働省令第 140 号）が公布・施行されたところである。

については、その改正内容について御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。



○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令(復興庁五)

〔省 令〕

○財務省組織規則の一部を改正する省令(財務六六)

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令(同六七)

○移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則(厚生労働一三八)

○移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令(同二二九)

○薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同四〇)

○船舶区画規程等の一部を改正する省令(国土交通一〇三)

〔規 則〕

○人事院規則九一七(俸給等の支給の一部を改正する人事院規則(人事院九一七一八))

○人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則(同九一七一三六)
○人事院規則九一二三(本省業務調整手当)の一部を改正する人事院規則(同九一二三一一四)
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(国家公安委一六)

〔告 示〕

○金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(金融庁六七)
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件(同六八)

○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件(外務三九二)
○支出官事務規程第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(財務四〇三)

○出納官事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(同四〇四)
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(同四〇五)

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働三九一)

○労働基準法施行規則第三十八條の七から第三十八條の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同三九二)

○薬事法第二十三条の二第二項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録証機関の登録事項を変更した旨を公示する件(同三九三)

○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同三九四)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(同三九五)

○平成二十六年産のてん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びにでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件(農林水産三二四四)

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件(同三二四五)

○高速自動車国道に関する件(国土交通一三〇六)

○地価公示における公示区域を定める件(同三〇七)

○自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する件(同三〇八)

○特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する件(同三〇九)

○自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する件(同三一〇)

○船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示(同三一一)

○道路に関する件(東北地方整備局二三八一三〇)

○道路に関する件(関東地方整備局五〇六五一一)

○道路に関する件(中部地方整備局二二五二二九)

○道路に関する件(四国地方整備局一〇五、一〇六)

○道路に関する件(九州地方整備局二二二一三三四)

○都市計画に関する件(同三三五)

〔官庁報告〕

官庁事項

昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に關し、決定した件(人事院公示一六)

関東地方整備局公示(関東地方整備局)

〔資 料〕

国庫歳入歳出状況(平成二十五年度平成二十五年十月分)(財務省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始、中日本高速道路株式会社工事区間変更、日本弁護士連合会(少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件)の一部改正・法律援助基金のための特別会費徴収の件(一部改正・会則中一部改正・育児期間中の会費免除に關する規程制定・外国特別会員基本規程中一部改正・会則中一部改正・外国特別会員基本規程中一部改正・弁護士法人規程中一部改正・弁護士名簿の登録料納付の免除等に關する規程中一部改正・会則中一部改正・外国特別会員基本規程中一部改正) 關係

○厚生労働省令第四百十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五並びに第三十六条の六第二項及び第三項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三十三号）の施行の日（前日）」に改め、同条第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日（前日）」に改める。

附則第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日（前日）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。